



島根県報

令和元年11月29日（金）

第 6 0 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
保安林予定森林（2件）	（ ” ）	2
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（中 小 企 業 課）	3

【公 告】

公共測量の終了	（技 術 管 理 課）	4
---------	-------------	---

告 示**島根県告示第417号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年11月29日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
鹿足郡吉賀町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、吉賀町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第418号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月29日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
松江市鹿島町上講武字棚子谷1644
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第419号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月29日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町久見宮谷853-10（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第420号

令和元年島根県告示第314号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和元年11月29日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ウエルシア出雲高岡店 島根県出雲市高岡町1279番地1
- 2 意見の概要

	意 見	理 由
1	駐車場内の見通しを確保し、監視性を高めること。 警備員等による定期的な巡回を行い、少年の溜り場にならないよう注意すること。	夜間、少年の ^い 集場所にならないよう、警備員等による定期的な巡回が必要である。
2	店舗改装工事に伴う工事車両の出入りの際に、積載物の落下などにより道路の汚損・破損のないよう注意を喚起すること。 道路に汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。 なお、工事着手前に各道路管理者と道路面の状況等確認の立会いを行うこと。	道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）及び同法第58条（原因者負担金）による。
3	道路上に広告看板、のぼり旗等を設置しないこと。	道路法第32条（道路の占用の許可）による。
	早朝の荷さばき作業による騒音について、通常行う騒音対策にあわせ徹底した騒音（防音）対策を行うこと。 また、搬入車両について近隣住民の安眠を妨害すること	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。

4	<p>がないよう検討し実施すること。</p> <p>長時間使用する室外機、受電設備等の稼働時に発生する騒音について、防音及び防振対策を講ずること。早朝及び夜間における近隣住民の安眠を妨害することがないよう防音対策を講ずること。また、機器に異常が発生した場合は、速やかに修繕すること。</p> <p>敷地内に照明等設置する時は周辺の住宅に影響を与えないよう十分配慮すること。</p> <p>店舗に設置される排気施設について、排出される臭気が近隣住民の生活に支障を生じさせないよう配置や構造に配慮すること。</p>	
5	<p>周辺の住民や事業所等に当該事業についての事前説明を行うこと。</p> <p>周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解決に向け努力すること。</p>	<p>周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。</p>

3 縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

公**告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和元年11月20日に終了した旨島根県浜田県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年11月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和元年9月1日から同年10月31日まで

3 作業地域

浜田市横山町地内